

行政執法機関から移送された 犯罪の嫌疑がある事件について 人民検察院の処理規定

2001年12月3日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

行政執法機関から移送された犯罪の嫌疑がある事件について人民検察院の処理規定

(2001年12月3日 高検発釈字〔2001〕4号)

《中華人民共和国刑事訴訟法》の関連規定に基づき、《犯罪の嫌疑がある事件の移送について行政執法機関の規定》と結びあわせて、ここに、行政執法機関から移送された犯罪の嫌疑がある事件について人民検察院の処理に関する問題について、以下のように定める。

1. 行政執法機関が移送する検察機関の犯罪の嫌疑がある事件については、人民検察院告訴検察部門が統一し受理する。

人民検察院告訴検察部門は行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件を受理後、登録しなければならず、且つ初歩的な審査を行う2名以上の検察人員を派遣しなければならない。

2. 人民検察院告訴検察部門は、行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件を審査する場合、異なる状況に基づき、移送に関連する部門の処理意見を提出し、3日以内に主管副検察長若しくは検察長へ審査・許可を届け出て、併せて移送元の行政執法機関へ通知しなければならない。

(1) 検察機関の管轄に属さない事件について、その他管轄権を有する機関へ移送し処理する。

(2) 検察機関の管轄に属するものの、本院管轄に属さない事件の場合、管轄権のある人民検察院へ移送し処理する。

(3) 本院の管轄に属する事件の場合、本院の反賄賂・汚職・権利侵害検察部門へ取次ぎ処理する。

性質が不明で、処理を分類し難い事件の場合、先に告訴検察部門が必要な調査を実施することができる。

3. 本院管轄に属さないものの、緊急措置を講じる必要のある事件の場合、人民検察院告訴検察部門は主管副検察長若しくは検察長の審査・許可を経たことを届出た後、先に緊急措置を講じ、続いて移送しなければならない。

4. 行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件について、人民検察院反賄賂・汚職・権利侵害検察部門は次の資料があるかどうか審査しなければならない。

- (1) 犯罪の嫌疑がある事件の移送書
- (2) 犯罪の嫌疑がある事件の状況調査報告書
- (3) 事件にかかわる品物の目録
- (4) 関連の検査報告書若しくは鑑定書
- (5) その他犯罪の嫌疑がある事件に関する資料

人民検察院は移送事件の行政執法機関へ上述の資料と証拠を補うよう要求することができる。

5. 行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件について、人民検察院は審査を経て、立件条件に符合するとする場合、速やかに立件の決定を下し、併せて移送元の行政執法機

関へ通知しなければならない。

6. 行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件について、人民法院は審査を経て、立件条件に符合しないとする場合、立件しない決定を下すことができる。関連責任者に懲戒処分、行政処罰又は違法所得の没収を命じる必要のある場合、検察の意見を提出することができ、関連主管部門へ移送処理し、併せて移送元の行政執法機関へ通知することができる。

7. 人民検察院の不立件の決定について、犯罪の嫌疑がある事件を移送した行政執法機関は、不立件の決定書を受領後 5 日以内に不立件の決定を下した人民検察院へ再議を要求することができる。人民検察院刑事上訴検察部門は担当者を派遣し審査を行い、併せて行政執法機関の再議を要求する意見書を受領後 7 日以内に再議の決定を下さなければならない。

行政執法機関は再議の決定に不服の場合、人民検察院の再議決定書を受領後 5 日以内にひとつ上級の人民検察院へ再審を申請することができる。ひとつ上級の人民検察院は行政執法機関の申請した再審意見書を受領後 15 日以内に再審の決定を下さなければならない。元の不立件の決定が誤りであった場合は、直ちに正し、併せて不立件の決定を下した下級人民検察院へ執行を通知しなければならない。

8. 人民検察院が捜査案件と決定した事件について、事件を処理する人民検察院は、立件の決定と事件の処理結果について事件を移送した行政執法機関へ直ちに通知しなければならない。

9. 犯罪の嫌疑がある事件を移送した行政執法機関は公安機関の立件しない決定若しくは立件しない再議の決定について意義があり、法に照らし立件監督するよう人民検察院へ建議する場合、人民検察院捜査監督部門が統一して処理する。

10. 人民検察院は、行政執法機関の移送した犯罪の嫌疑がある事件の公安機関の処理について法に基づき立件監督しなければならない。次の情状の 1 に該当するものについては、人民検察院の《不立件理由説明要求通知書》を受領後 7 日以内に不立件理由説明について人民検察院へ書面で回答するよう人民検察院は公安機関へ要求しなければならない。

(1) 人民検察院が公安機関は捜査案件とすべき事件を捜査案件としなかったとする場合。

(2) 被害者が公安機関は捜査案件とすべき事件を捜査案件としなかったとして、人民検察院へ申し出た場合。

(3) 犯罪の嫌疑がある事件を移送した行政執法機関が公安機関の不立件の決定若しくは不立件の再議の決定に異議があり、人民検察院へ法に照らし立件監督するよう建議した場合。

人民検察院が公安機関の不立件の理由は成立しないとする場合、《立件通知書》を受領後 15 日以内に立件の決定を公安機関へ通知し、併せて立件決定書を人民検察院へ送達しなければならない。

11. 人民検察院が公安機関の不立件の理由が成立すると認める、或いは公安機関の不立件の理由は成立しないとして公安機関へ立件を通知し、公安機関が既に立件した場合、人

民検察院は直ちに立件監督の建議を提出した行政執法機関へと通知しなければならない。

12. 各級人民検察院は、行政執法機関が犯罪の嫌疑がある事件を移送せず、次の情状の1に該当する場合は、検察意見を提出することができる。

(1) 移送すべき犯罪の嫌疑がある事件を行政執法機関が移送しないことを検察機関が発見した場合。

(2) 関連単位と個人が告発する行政執法機関が、移送すべき犯罪の嫌疑がある事件を移送しない場合。

(3) 事件にかかわる品物を隠匿、毀損する或いは事件にかかわる財物を密かに分けた場合。

(4) 行政処罰を刑事追及に替えて移送しない場合。

関係する行政執法人員に犯罪の嫌疑がある場合、刑法の関連規定に照らし、刑事責任を追及する。

13. 各級人民検察院は公安機関が行政執法機関の移送した犯罪の嫌疑がある事件を受け入れない場合、又は期限が過ぎても立件や不立件の決定を下さない場合、検察機関が法に基づき立件監督を実施後もなお、受け入れない又は決定を下さない場合、公安機関へ検察意見を提出することができる。

関係する公安人員に犯罪の嫌疑のある場合は、刑法の関連規定に照らし、刑事責任を追及する。

14. 最高人民検察院は、地方の各級人民検察院に対して、上級人民検察院は下級の人民検察院の行政執法機関が移送した犯罪の嫌疑がある事件の処理について、指導と監督を強化しなければならず、法に基づく処理を行わない及び処理する過程においての法律違反規律・規則違反の問題について、関連規定に照らし厳粛に処理しなければならない。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

15. 各級人民検察院はその他機関と部門が移送する犯罪の嫌疑がある事件について、本規定に基づき処理する。